

保育施設等における新型コロナウイルス感染症対応方針

基本方針

認可保育施設、認可外保育施設、一時預かり施設、放課後児童クラブ（以下、「保育施設等」という。）は、原則開所とする。

子育て支援施設及び子どもの遊び場は、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開所する。

対象者・対象施設等

対象者…対象施設の利用者及び職員

対象施設…認可保育施設（公立・民間認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園）、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）、一時預かり施設、放課後児童クラブ、子育て支援施設（ニコニコこども館、東部・西部・南部・北部地域子育て支援センター）、希望ヶ丘児童センター、子どもの遊び場

※民間施設に対しては、同様の対応を要請する。

新型コロナウイルス感染時の対応等

1 新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者が確認されていない場合

(1) 保育施設等は、通常どおり開所する。

子育て支援施設及び子どもの遊び場は、「子育て支援施設における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和3年11月19日改定）」に従って開所する。

(2) 利用前に対象者の検温を行う。

以下の場合には、当該対象者は施設の利用停止

① 発熱（※）や呼吸器症状が認められる場合

② 解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間

※発熱については、これまで 37.5 度以上としていましたが、発熱を判断する際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められており、また、今般の新型コロナウイルス感染症を発症した方の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられますので、子どもの個々の取り扱いについては、主治医に相談するなどして、慎重に判断してください。（令和3年1月7日付け厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（別添 1）保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A（第八報）」参照）

(3) 対象者が対象施設において発熱、呼吸器症状が出た場合には、速やかに帰宅する。

2 対象者が新型コロナウイルスに感染した場合

(1) 感染した対象者が感染可能期間（発症した日または PCR 検査を受けた日のいずれか早いほうの 2 日前）以降に当該施設を利用していた場合は、速やかに施設の消毒を実施するとともに、当該施設を利用中の児童の保護者へ連絡をし、可能な限り速やかな児童の迎えを依頼する。

(2) 濃厚接触者等が特定され、保健所長から PCR 検査の要請を受けた者がいる場合は、PCR 検査の結果が出る日まで臨時閉鎖とする。

(3) PCR 検査の結果、全員が陰性であった場合には、翌日から開所する。

ただし、多数の職員が濃厚接触者となるなど、施設運営に支障がある場合には、施設運営が可能となるまでの間、臨時閉鎖とする。

- (4) PCR 検査の結果、新たに陽性となる者がいる場合は、保健所と連携を図りながら状況を判断し、臨時閉鎖の期間を決定する。

3 対象者が濃厚接触者・接触者(※)となった場合

- (1) 当該施設は、速やかに消毒を実施する。

ただし、多数の職員が濃厚接触者となるなど、施設運営に支障がある場合には、施設の運営が可能となるまでの間、臨時閉鎖とする。

- (2) 濃厚接触者は、保健所長が指定する日まで(14日間)、自宅待機(施設利用停止)となり自宅待機の期間中、健康観察を実施する。

※濃厚接触者とは、感染者と同居あるいは長時間の接触があった者等で、保健所長から特定された者

- (3) 接触者は、PCR 検査の結果が出るまでの間、自宅待機(施設利用停止)とする。

※接触者とは、感染者と接触の事実があるが、濃厚接触者に至らない者で、保健所長から PCR 検査を要請された者

4 保健所との連携

上記2及び3においては、保健所と連携を図りながら対応し、施設運営等について保健所長から助言があった場合には、その助言に従う。

また、濃厚接触者の特定等に要する期間の臨時閉鎖及び自宅待機については、保健所長の指示に従う。

5 複合施設の取り扱い

久保田、大槻、安積、柴宮及び大成保育所においては、①保育所、②一時預かり施設のいずれかの施設において2及び3が発生した場合には、すべての施設で同様の対応とする。

6 保育料の取り扱い

「施設の臨時閉鎖」、「市からの要請」、「利用の停止」及び「同居家族が濃厚接触者となったことによる利用自粛」により欠席した児童の保育料は、日割り計算により還付する。

なお、認可外保育施設についても、同様に実施する。

※原則として、幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0~2歳児の保育料が対象となる。

7 対象施設におけるイベントについて

「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(令和3年11月19日改定)」別紙3に記載されている「イベント開催等における必要な感染防止策」を実施したうえで実施することができる。

8 保育施設等運営上の留意点

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 定期的な換気 | (4) 咳エチケットの励行 |
| (2) 施設のコまめな消毒 | (5) マスクの着用 |
| (3) 手洗い、手指消毒の励行 | (6) 身体的距離の確保 |